

毎週月、水、金曜日発行

富 山 県 報

令和元年10月18日

金 曜 日

号 外

目 次

規 則

○富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第47号

富山県立都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

富山県立都市公園条例施行規則（昭和52年富山県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 第 1 項中「富山県陸上競技場」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 富山県陸上競技場
- (2) 県営富山野球場

第 1 条の 2 第 2 項中「前項に定める公園施設の観覧席の壁面」を「次の各号に掲げる公園施設の区分に応じ、当該各号に定める場所」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 前項第 1 号に掲げる公園施設 観覧席の壁面
- (2) 前項第 2 号に掲げる公園施設 グラウンドのフェンス

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(都市計画課)